

岡山市認定こども園障害児保育対策事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、心身に障害を有する児童（以下「障害児」という。）に対し、認定こども園において、必要な教育・保育を行うことにより、心身の調和的発達の基盤を培い、「生きる力」の基礎を仲間と共に育むことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する施設をいう。
- (2) 拠点園 障害児保育の拠点となる認定こども園をいう。
- (3) 一般園 拠点園以外の認定こども園をいう。
- (4) 1号認定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に該当する子どもをいう。
- (5) 2号及び3号認定 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に該当する子どもをいう。

(事業の実施)

第3条 第1条の目的を達成するため、認定こども園を拠点園及び一般園に分け、障害児保育を実施するものとする。

- 2 拠点園は、認定こども園の保育教諭の障害児保育に関する専門知識を高めるとともに、障害児保育を推進するための中心的役割を果たすものとする。
- 3 拠点園は、認定こども園の中から、市長が指定するものとする。
- 4 拠点園には、障害児拠点枠を設けることとする。

(入園対象児童)

第4条 入園対象となる児童は、認定こども園に入園を希望する保護者の養育する障害児で、日々通園可能であり、かつ、障害の程度が軽・中程度の集団保育可能な児童とする。

- 2 拠点園の障害児拠点枠の入園対象となる児童は、前項に該当する児童で保護者が希望

する者とする。

(定員)

第5条 一般園における障害児の定員は、障害児及び他の児童の保育が円滑になされる範囲で、園の実情に応じて、当該園の長がこれを定める。

2 拠点園の障害児拠点枠にあつては3歳以上児は12人以内、3歳未満児は定員の3パーセント以内とする。

(教育・保育時間)

第6条 障害児の教育・保育時間は、次のとおりとする。ただし、障害児の精神的、肉体的条件等に応じて、当該園の長が変更することができる。

(1) 1号認定 4時間を標準とする。

(2) 2号及び3号認定 保育標準時間もしくは保育短時間の利用区分に応じた時間とする。

(障害児の保育の方法)

第7条 障害児の保育は、障害の種類、程度等から障害児の実態に即した個別指導計画等に基づいた集団保育、個別保育等とする。

2 拠点園の障害児拠点枠にあつては、前項の保育の方法のほか、専門家等による巡回指導に沿った個別保育等を行うことができるものとする。

(職員)

第8条 障害児に対しては、障害児の実態に応じた数の保育教諭等を置くものとする。

2 第5条第2項に規定する障害児拠点枠の定員に対して、保育教諭3人を置くものとする。

3 市長は、職員に対し、その職務に必要な研修を実施するものとする。

(施設等の整備)

第9条 市長は、拠点園においては、障害児の安全確保及び保育効果を上げるため、次に掲げる施設及び設備の整備を図るものとする。

(1) 専用保育室 1人あたり概ね5平方メートル

(2) 専用便所

(3) テラス

(4) 保育観察室

(5) その他 保育に必要な設備及び備品

(入園の申込み)

第10条 拠点園の障害児拠点枠に入園を希望する1号認定の障害児の保護者は入園願に、2号及び3号認定の障害児の保護者は支給認定申請書兼保育利用申込書に、次の書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 心身の状況表(A)(様式第1号)・(B)(様式第2号)

(2) 療育等を受けている場合は、当該機関での診断書の写し、又は、心理判定結果送付同意書(様式第3号)

(3) その他、市長が必要と認めた書類

2 一般園に入園を希望する1号認定、2号認定及び3号認定の障害児の保護者においては、前項各号に定める書類を可能な限り添付し、市長に申請するものとする。

(判定等依頼)

第11条 市長は、前条第2号に規定する心理判定結果送付同意書を受理したときは、当該障害児の心身状況を把握するため、判定依頼書(様式第4号)により、こども総合相談所長、身体障害者手帳指定医(身体障害者福祉(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師をいう。)又は児童精神科医の判定等を受けさせるものとする。ただし、原則として、申込日前6月以内に判定等を受けているものを除く。

(保育観察)

第12条 市長は、拠点園の障害児拠点枠における障害児保育の適否を判断するための、観察(以下「保育観察」という。)を必要とする障害児については、保護者の同意を得て、入園を希望する拠点園での健康診断及び心理判定等の専門家による保育観察を行うことができる。この場合において、健康診断の日時は当該園の長が、保育観察の日時は市長がこれを定める。

(障害児拠点枠入園の決定)

第13条 拠点園における障害児拠点枠の入園決定は、前条の規定により実施した健康診断、保育観察の結果及びその他関係書類等に基づき、関係課による会議(以下「ケース会議」という。))に諮った後、市長がこれを行うものとする。

2 ケース会議は、次の者のほか、関係課の職員のうちから市長が委嘱する者をもって構成する。

- (1) 保育・幼児教育課長
- (2) 就園管理課長
- (3) 保育・幼児教育課 保育専門監
- (4) 保育・幼児教育課 幼児教育専門監

3 第1項の規定により、拠点枠入園を決定したときは、その決定内容を文書により、1号認定の障害児については当該園の長から保護者に、2号及び3号認定の障害児については市長から保護者及び当該園の長に通知するものとする。

(入園中の児童の取扱い)

第14条 障害のない児童として入園中の児童につき、当該園の長が障害児保育の必要があると認めるときは、この要綱を適用する。

2 入園中の障害児について、障害児保育が困難な状態となったときは、就園管理課長又は当該園の長は、転園、退園等適切な指導を行うものとする。

(関係機関との連携)

第15条 市長は、障害児の状況、処遇方針等に関し、専門的に必要な指導、助言を得るため、関係機関と密接な連携をとり、障害児保育を円滑、かつ、効果的に実施するよう努めるものとする。

(保護者の協力)

第16条 障害児の保護者は、保育効果の向上を図るため、当該園の長に協力するものとする。

(費用)

第17条 市長は、本事業を実施する私立認定こども園に対し、別に定めるところにより、補助することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月10日から施行する。ただし、第10条、11条、12条及び13条以外の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年11月7日から施行する。ただし、第5条第2項以外の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 第5条第2項に規定する3歳以上児の定員の内訳は1号認定2人、2号認定10人とする。

様式第1号（第10条関係）

平成 年度

心身状況表（A）

記入年月日 平成 年 月 日 記入者氏名（ 印 ）

フリガナ 児童名	利用希望 園 在園中	4月1日現在 歳
生年月日 平成 年 月 日 生	保護者名 父： 母：	
住所	電話番号 自宅： 携帯：	
同居家族	父・母・祖父・祖母・兄（ ）歳・姉（ ）歳・弟（ ）歳・妹（ ）歳・その他（ ）	

親子手帳を見ながらご記入ください。

◎出生時の状況について、教えてください。

分娩時 ・正常 ・異常（早産 月） ・その他（ ）

出生時 体重（ ）g 身長（ ）cm 胸囲（ ）cm 頭囲（ ）cm

先天性の病気や体質がありますか。 ・いいえ ・はい（ ）

◎成長の様子について、教えてください。

<input type="checkbox"/> 栄養 ・母乳 ・人工 ・混合	<input type="checkbox"/> 授乳時間 ・規則的 ・不規則
<input type="checkbox"/> 首のすわり （ ）か月	<input type="checkbox"/> 寝返り （ ）か月
<input type="checkbox"/> お座り （ ）か月	<input type="checkbox"/> はいはい （ ）か月
<input type="checkbox"/> 離乳開始 （ ）か月	<input type="checkbox"/> 離乳完了 （ ）か月
<input type="checkbox"/> 歯の生え始め （ ）か月	<input type="checkbox"/> 言葉の出始め （ ）か月
<input type="checkbox"/> つかまり立ち （ ）か月	<input type="checkbox"/> 歩行開始 （ ）か月
<input type="checkbox"/> 人見知り （ ）か月頃～	

◎大きな病気をしたことがありますか。

・いいえ

・はい（いつ 何を ）

◎ひきつけたことがありますか。

・いいえ

・はい いつ（年 月頃）

・発熱時（度 回）

・その他（ ）

◎定期健康診査について教えてください。

1歳6か月児健診 ・受けた ・受けていない ・指導なし ・あり（ ）

3歳児健診 ・受けた ・受けていない ・指導なし ・あり（ ）

様式第2号 (第10条関係)

平成 年度

心身状況表 (B)

記入年月日 平成 年 月 日 記入者氏名 () (印)

フリガナ	利用希望	4月1日現在
児童名	父 姓 名	左欄中
生年月日	※保護者名	
※住所	母 姓 名	
※同居家族	※電話番号	
	※携帯	
	※住所	
	※電話番号	
	※携帯	

※保護者 (A) と同時に書く場合、※印刷欄は記入しないで結構です。

<食事> ○自分で食べますか。
 ・はい ・いいえ ・わからない
 [・手づかみ ・スプーン ・箸
 ・食べさせてもらう ・その他 ()]

○食事の様子はどうですか。 ・盛り返りながら食べる
 ・その他 ()

○食べる量はどうですか。 ・少ない ・普通 ・多い ・ムラがある
 ・ない ・ある ()

<排泄> ○自立していますか。
 ・はい ・いいえ
 [・オムツは使用していない
 ・オムツを使用している ・夜だけ ・外出時だけ ・1日中]

○いいえと答えた方のみ、次の問いにお答えください。
 排泄について [・尿意を伝える ・尿意を伝えない
 ・出たことを伝える ・出たことを伝えない]

○排便について [・便意を伝える ・便意を伝えない
 ・出たことを伝える ・出たことを伝えない]

<睡眠> ○寝になることがありますか。
 ・はい ・いいえ
 [・なかなか寝付かない ・途中でよく目覚める
 ・その他 ()]

<着脱> ○自立していますか。
 ・はい ・いいえ ・手伝ってもらいながらやる

<コミュニケーション>
 ○「まんなま」など意味がある言葉を初めて言ったのはいつですか。
 歳 か月

○「わんわん きた」などの二語を初めて言ったのはいつですか。
 歳 か月

○「ちよらだい」など、言葉で指示された内容を理解して反応しますか。
 ・はい ・いいえ ・その他 ()

○自分の思っていることや、してもらいたいことを言葉で言えますか。
 ・はい ・表層や動作で伝える ・伝えない

○身近な子どもと一緒に遊べますか。
 ・はい ・いいえ ・身近に子どもがいない
 ・その他 ()

③お子さんの、好きな遊びや好きなことについて教えてください。

[]

④お子さんの、嫌いな(苦手な)ことや場別があれば教えてください。

[]

⑤お子さんの、風えがや雨こえ方、歩き方など身体面で、今気になることや困っていることがありますか。

[]

⑥お子さんの、言葉や行動、くせやこだわりなどで、今気になることや困っていることがありますか。

[]

⑦上記のことについて、専門機関に相談したことがありますか。
 ・いいえ
 ・はい
 結果は [いつ頃 ()
 どこで ()
 ・いいえ
 ・はい]

⑧専門機関で、療育または治療などを受けたことがありますか。
 ・いいえ
 ・はい
 [過去に受けたことがある
 ・現在受けている
 どこで ()]

⑨毎日飲んでいる薬がありますか。
 ・いいえ
 ・はい
 何を []

⑩手帳を持っていますか。
 ・いいえ
 ・はい
 [療育手帳 (番号: A・B)
 ・身体障害者手帳 (番号:)
 ・特別児童扶養手当 (番号: 1級・2級)
 ・障害児福祉サービス手帳 (番号: 1・2・3)]

() 内は、具体的に書きください。

様式第3号（第10条関係）

こども総合相談所長 様

心理判定結果送付同意書

1 氏名 (平成 年 月 日生)

2 判定日 平成 年 月 日 曜日

3 理由

- ・ 入園に必要
- ・ 保育に必要
- ・ 就学に必要な

具体的に…

4 送付先 課 および 園

上記のとおり、心理判定結果を送付することに同意します。

平成 年 月 日

(保護者住所)

(保護者氏名)

印

様式第4号（第11条関係）

岡 第 号
平 成 年 月 日

こども総合相談所
所 長 様

岡山っ子育成局 課
課 長
(公印省略)

児童の心身発達状況判定送付について（依頼）

下記の児童の心身発達状況について、判定くださるようお願いいたします。
なお、判定結果の送付につきましても保護者の了解を得ております。

記

児童名			<判定年月日> 平成 年 月 日
生年月日	H 年 月 日 生	歳 II . . . 現在	<送付依頼理由> ・ 入園に必要 ・ 保育に必要 ・ 就学に必要な
住 所			
園 名	園	・ 在園中 ・ 入園希望	

- ・ 心理判定結果送付同意書（別紙）
 - ・ 心身状況表 (A) ,(B) （別紙）
 - ・ 園の状況 （別紙）

担 当 課
係